

「道州制答申」のポイント

〔平成18年2月28日〕
〔地方制度調査会〕

1 現状の都道府県の課題

- ① 市町村合併の進展 (3,223→1,821団体)
- ② 県を越える広域課題の増大
 - 例：首都圏のディーゼル車規制・観光振興
- ③ 県は更なる分権改革の担い手たりうるか
 - 47都道府県体制は明治21年以来

2 求められる「新しい国のかたち」

- ▽ 「国から地方へ」
 - 国の役割は重点化 → 国家的課題に力強く対応
 - 内政は広く地方公共団体が担う
- ▽ 「国と地方の双方の政府の再構築」によって
「新しい政府像」を確立するためには、

「道州制の導入が適当と考えられる」

3 道州制の制度設計

- ▽ 47都道府県を廃止して道州を設置
- ▽ 区域は複数の都道府県単位が原則
都道府県等の意見を聞き、法律で画定
- ▽ 県の事務は大幅に市町村に移譲
- ▽ 国の出先機関の事務はできる限り道州に移譲
など

4 道州制導入の課題

- 〔道州制の導入には広範な検討課題
 - 国の政治行政制度の改革とも密接に関連
国民生活にも影響

「答申を基礎として、国民的な論議が
幅広く行われることを期待」

道州制の基本的な制度設計

1 道州の性格

- 地方公共団体として、都道府県に代えて道州を置く
- 道州及び市町村の二層制

2 道州の区域

- ① 区域の範囲
 - ・ 社会経済的条件に加え、地理的・歴史的・文化的案件も勘案
 - ・ 数都道府県を合わせた区域が原則
- ② 区域例
 - ・ 区域には様々な考え方があり得るが、区域例を3例示す
- ③ 区域の画定方法
 - ・ 国が道州の予定区域を示す
 - ・ 都道府県は、変更案等を国に提出できる
 - ・ これを尊重し区域に関する法律案を作成
- ④ 東京都に係る道州の区域
 - ・ 周辺県と併せた区域が原則。ただし、東京都等の区域で一の道州等とすることも考えられる

3 道州への移行方法

- 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる

4 道州の事務

- 現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。道州は広域事務に軸足を移す
- 国(地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲

5 道州の議会

6 道州の執行機関

- 道州に長を置く。長は直接公選。多選を禁止

7 大都市等に関する制度

- 道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例等を設けることが適当
- 東京(区部等)では、更に特例を検討することもある

8 税財政制度

- 自主性・自立性の高い税財政制度が基本
 - ① 事務移譲に伴う税源移譲等加え、偏在度の低い税目を中心に地方税の充実を図り、分権型社会に対応しうる地方税体系を実現
 - ② 適切な財政調整を行うための制度を検討

道州制の下で道州が担う事務のイメージ

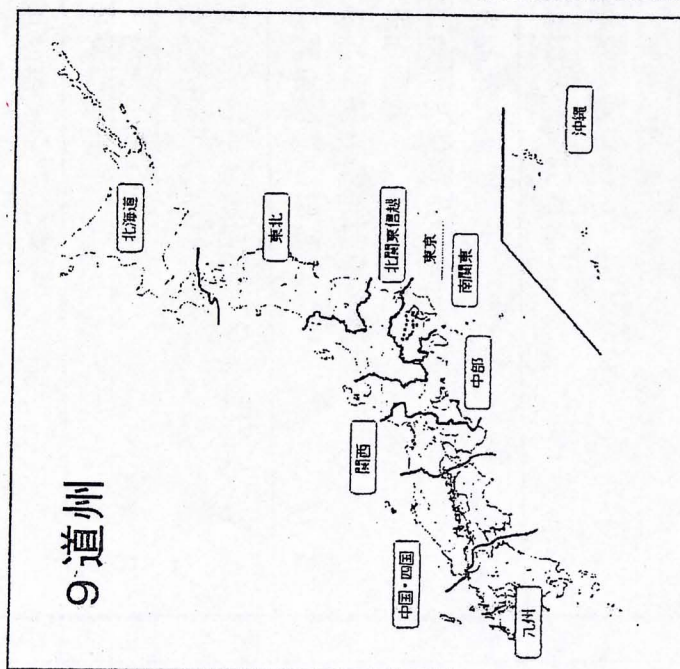
行政分野	道州が担う事務
社会資本整備	・ 国道の管理 ・ 地方道の管理（広域） ・ 一級河川の管理 ・ 二級河川の管理（広域） ・ 特定重要港湾の管理 ・ 第二種空港の管理 ・ 第三種空港の管理 ・ 砂防設備の管理 ・ 保安林の指定
環境	・ 有害化学物質対策 ・ 大気汚染防止対策 ・ 水質汚濁防止対策 ・ 産業廃棄物処理対策 ・ 国定公園の管理 ・ 野生生物の保護、狩猟監視（希少、広域）
産業・経済	・ 中小企業対策 ・ 地域産業政策 ・ 観光振興政策 ・ 農業振興政策 ・ 農地転用の許可 ・ 指定漁業の許可、漁業権免許

行政分野	道州が担う事務
交通・通信	・ 自動車運送、内航海運業等の許可 ・ 自動車登録検査 ・ 旅行業、ホテル・旅館の登録
雇用・労働	・ 職業紹介 ・ 職業訓練 ・ 労働相談
安全・防災	・ 危険物規制 ・ 大規模災害対策 ・ 広域防災計画の作成 ・ 武力攻撃事態等における避難指示等
福祉・健康	・ 介護事業者の指定 ・ 重度障害者福祉施設の設置 ・ 高度医療 ・ 医療法人の設立認可 ・ 感染症対策
教育・文化	・ 学校法人の認可 ・ 高校の設置認可 ・ 文化財の保護
市町村間の調整	・ 市町村間の調整

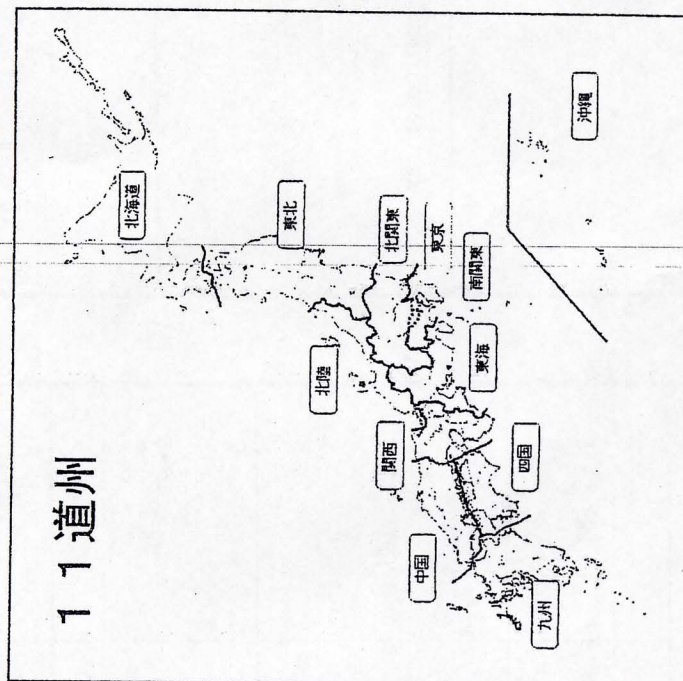
（注）ゴシックは、原則として道州が担うこととなる事務で、国から権限移譲があるもの。

道州の区域例

【区域例－1】



【区域例－2】



【区域例－3】

